

防災ギフト配付事業業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

防災備蓄用品カタログ「防災都市こうとう そなエールギフト」を作成し、区内全戸配付を行うことで、災害時への備えを強化し、区民の防災意識啓発を図る。全戸配付にあたり、膨大な数量の防災備蓄用品を調達・在庫管理及び配送・事業に係るコールセンター設置等の業務を実現するには、在庫管理や問合せ対応のノウハウや実績が豊富である事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 防災ギフト配付事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約確定日の翌日（令和5年4月下旬予定）から令和6年3月31日
- (4) 委託上限金額 2,086,920,000円（税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（（平成3年法律第77号））第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 実績
過去10年間（平成25年4月1日以降）に、東京23区又は、首都圏（千葉県、埼玉県、神奈川県）の自治体における1万人以上を対象とした、物品調達及び配付事業の受注実績を有すること。

(7) 情報セキュリティ

個人情報を取り扱う受託者は公的な認定機関により認定された管理システム（ISO27000シリーズまたはプライバシーマーク等）を取得していること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和5年2月3日（金）～令和5年3月10日（金）午後5時

(2) 質問受付期間

令和5年2月3日（金）～令和5年2月17日（金）午後5時

(3) 質問回答日

令和5年2月24日（金）

(4) 参加表明書、企画提案書等提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時

(5) 第1次審査結果通知

令和5年3月17日（金）までに通知

(6) 第2次審査

令和5年3月24日（金）

(7) 最終選定結果通知

令和5年3月28日（火）

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

① 公募期間：令和5年2月3日（金）～令和5年3月10日（金）午後5時

② 公募方法：江東区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

① 質問受付期間：公募開始～令和5年2月17日（金）午後5時必着

② 質問方法：質問票【様式4】を作成し「11 担当所管」に電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。なお、メール未達により期限を過ぎるなどの事態発生を防ぐため、質問票をメール送信した際、確認のため、必ず「11 担当所管」の連絡先に電話すること。

③ 回答日時：令和5年2月24日（金）まで

④ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 企画提案書等書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限：令和5年3月10日（金）午後5時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 提出方法

持参又は郵送による。

- ・持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- ・郵送の場合は、配達証明書付き書留により提出期限までに必着のこと。
- ・提出先は、「11 担当所管」まで。

6 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】・・・1部
- (2) 見積書【様式2】・・・正本1部
- (3) 企画提案書・・・12部

提案内容には以下の項目は必ず盛り込むこと。

- ・本業務の人員体制について（特にコールセンター及び相談窓口の人員体制やコールセンターの回線数の詳細については記載すること）
- ・本業務の実施方法について
- ・業務スケジュールの作成について（カタログ発送、申し込み受付、コールセンター開設期間）

- (4) カタログ掲載予定防災備蓄用品一覧及びカタログイメージ（30品以上掲載）
・・・12部
- (5) 会社概要・・・12部
- (6) 業務実績書【様式3】・・・12部
- (7) 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類・・・1部
- (8) ISO27000シリーズまたはプライバシーマーク等の証明書の写し・・・1部

【書類作成時の留意事項】

- ・(1)～(6)はA4サイズで作成すること。
- ・(1)、(2)は、指定の様式で作成すること。
- ・(3)、(4)は、任意様式（ページ数は問わない）で作成すること。
- ・(5)は、任意様式1ページで作成すること。
- ・(6)は、指定の様式を使用して、受注先の団体名、件名、受注期間、受注金額をわかりやすく明記し、「3参加資格(6)実績」を記載すること。
- ・(7)は(6)の一覧に記載した受注実績を証明する契約書の写しであること。
- ・(8)は「3参加資格(7)情報セキュリティ」の要件を満たすことを証明できる書類の写しであること。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は情報開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、防災ギフト配付事業業務委託業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）第1次審査（書類審査）

提出書類について書類審査を実施し、点数の高い順で上位3者程度を第一次審査通過者として選定する。

（3）第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの方法等については、第一次審査通過者に個別に通知する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、最大5名までの出席とする。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、実施時期や方法を変更する場合がある。変更する場合は第1次審査結果通知に合わせて通知する。

（4）審査における留意事項

- ① プレゼンテーションには必ず本業務の担当者が出席し、プレゼンテーション及び質疑への回答を行うこと。
- ② プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ④ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル（タイプ A）は区で用意する。）

（5）候補者の選定について

- ① 事業者選定委員会の審査結果に基づき、第1次審査と第2次審査の合計点の上位1者を委託候補者として決定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、合計点の6割（1750点中1050点）に満たない場合は、候補者として選定しない。
- ④ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

（6）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

第1次審査後、企画提案書を提出した全ての事業者へ第1次審査通過又は非通過の結果をメール及び文書で通知する。また、第2次審査後、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ選定又は非選定の結果をメール及び文書で通知するとともに、下記項目について江東区ホームページにて、公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。
- (8) 本委託業務に関する予算は、現在、令和5年度予算要求の段階であり、令和5年第1回江東区議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、

今回の企画提案による委託業務契約は行わない。なお、上記に伴い、応募者または受託候補者に損害が生じた場合であっても本区は、その損害を一切負担しない。

1 1 担当所管

江東区総務部危機管理室防災課防災計画係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

TEL : 03-3647-9584

FAX : 03-3647-8440

E-mail : bosai@city.koto.lg.jp